

# **第2回 共同実施事業管理委員会 次第**

平成29年12月15日(金)17時00分～17時30分

東京都庁第一本庁舎16階南側 特別会議室S6

## **1 開会**

## **2 議事**

- (1)共同実施事業管理委員会委員の変更について
- (2)共同実施事業に係る経費削減の取組について
- (3)共同実施事業管理委員会東京都作業部会の設置について

## **3 閉会**

## 第2回 共同実施事業管理委員会 出席者名簿

	役職	氏名	出欠
1	東京都副知事	猪熊 純子	出席
2	東京都財務局長	武市 敬	欠席
3	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長	潮田 勉	出席
4	東京都政策企画局次長	岩瀬 和春	欠席
5	東京都オリンピック・パラリンピック準備局次長 (オリンピック・パラリンピック準備局理事(大会準備調整担当)兼務)	小山 哲司	出席
6	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局総括調整統括官	芦立 訓	出席
7	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官	多田 健一郎	欠席
8	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官	源新 英明	出席
9	スポーツ庁次長	今里 譲	出席
10	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長	山本 隆	出席
11	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長	布村 幸彦	出席
12	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会総務局長	手島 浩二	出席
13	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会企画財務局長	中村 英正	出席

## 共同実施事業管理委員会委員の変更について

## ○ 委員の変更について

10月16日付（報告）

平成29年10月15日まで	委員・委員長	東京都副知事 山本 隆
平成29年10月16日から	委員・委員長	東京都副知事 猪熊 純子

理由：東京都副知事の変更（設置要綱第2条）

12月15日付（協議）

平成29年12月14日まで	委員・副委員長	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長 佐藤 広
平成29年12月15日から	委員・副委員長	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長 山本 隆

理由：東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長の所掌事務の変更

これに伴う要綱改正の承認をもって、委員・副委員長を変更する。

平成29年 9月 7日制定  
平成29年12月15日改正

(設立目的)

第1条 東京都、国及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）（以下、これら三者を総称して「三者」という。）は、三者及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）に係る競技会場が所在する自治体が平成29年5月31日に合意した内容に基づき、東京大会の準備のため、組織委員会が、東京都、国等の関係者からの役割（経費）分担に応じ負担する資金を使用して実施する事業（以下「共同実施事業」という。）に関し、コスト管理・執行統制等の観点から、三者間において、組織委員会による各種取組等について確認の上、必要に応じて指摘を行うこと等により、共同実施事業の適切な遂行に資する管理を行うことを目的とする協議の場として、本要綱に定めるところにより、共同実施事業管理委員会（以下「本委員会」という。）を設立する。

(組織)

第2条 本委員会は、別表に掲げる者を委員として構成する。

- 2 委員が別表に掲げる役職を離れた場合は、当該委員はその日をもって委員の職を退任するものとし、原則として、当該役職の後任者が委員長（次条第1項に規定する委員長をいう。次項において同じ。）の委嘱を受けて委員となるものとする。
- 3 委員長は、委員の変更があった場合は、その直後に開催される本委員会においてその旨を報告しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第3条 本委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者とする。

- 2 委員長は、本委員会の事務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐する。また、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、委員長の職務を代理する。

(招集)

第4条 本委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者を本委員会に参加させることができる。

(協議の対象)

第5条 本委員会では、次に掲げる事項について協議するものとし、これらに関する事情等につき委

員に報告を求めて確認し、必要に応じて三者に対して指摘、助言等を行う。

- 一 共同実施事業の実施に係る基本的な方向について
- 二 共同実施事業に係る経費について
- 三 共同実施事業に係るコスト管理や執行統制の強化について
- 四 その他共同実施事業に関し必要なことについて

#### (作業部会)

第6条 本委員会の下部組織として、東京大会に係る競技会場が所在する地域（都道県）ごとに、当該地域内の共同実施事業について協議する作業部会（以下「自治体作業部会」という。）を設置するとともに、パラリンピック競技大会に係る共同実施事業について協議する作業部会（以下「パラリンピック作業部会」という。）を設置する（以下、自治体作業部会とパラリンピック作業部会を総称して、単に「作業部会」という。）。

- 2 作業部会は、関係者からの推薦に基づき本委員会が指名する者で構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、本委員会の委員長が指名した者とする。
- 4 作業部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 5 作業部会は、隨時その協議状況等を本委員会に報告する。

#### (関係者の出席)

第7条 本委員会及び作業部会（以下「本委員会等」という。）は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者又は専門的識見を持つ者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

#### (協議結果の尊重)

第8条 本委員会等において協議（必要に応じて行われた指摘等を含む。）が整った事項については、三者はその協議結果を尊重するものとする。

#### (会議の公開等)

第9条 本委員会等の会議は、原則、非公開とするが、後日、本委員会等の会議資料等を公開する。ただし、関係者等の秘密情報が含まれる資料については、当該関係者等の事前同意を得るものとする。

- 2 前項に定めるほか、会議の委員は、本委員会解散後であっても、本委員会等において知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (本委員会等の運営に要する経費の負担)

第10条 本委員会等の運営に要する経費のうち、本委員会等の開催会場の設営に要する経費については、事務局が負担する。

- 2 本委員会等の運営に要する経費のうち、本委員会等の開催会場までの各委員等の交通費その他の

旅費については、その所属先たる東京都、組織委員会、国、各自治体その他の関係機関それぞれが負担する。

3 前二項以外の経費（前項にかかわらず、同項に定める旅費のうち、第4条第2項又は第7条の規定により参加する者であって、これらに所属しないものに対する旅費を含む。）の負担については、三者（作業部会にあっては、その協議に参加する自治体を含む。）間で別途定める。

(事務局)

第11条 本委員会等の事務局事務は、三者が共同で行うものとし、事務局は組織委員会企画財務局に置く。

附則

本要綱は、平成29年9月7日から施行する。

附則

本要綱は、平成29年12月15日から施行する。

## (別表)

委員・委員長	東京都副知事 <b>猪熊 純子</b>
委員	東京都財務局長 武市 敬
委員	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長 潮田 勉
委員	東京都政策企画局次長 岩瀬 和春
委員	東京都オリンピック・パラリンピック準備局理事（大会準備調整担当） 小山 哲司
委員	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局総括調整統括官 芦立 訓
委員	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 多田 健一郎
委員	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 源新 英明
委員	スポーツ庁次長 今里 讓
委員・副委員長	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長 <b>山本 隆</b>
委員	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長 布村 幸彦
委員	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会総務局長 手島 浩二
委員	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会企画財務局長 中村 英正

# 共同実施事業に係る経費削減の取組について

# V2予算編成におけるコスト削減の主な取組

- 7回の予算会議で全F Aの事業を精査
    - 総長を含めた経営層で予算案について議論
    - 他方、競技会場の追加のようなコスト増要因も議論
  - 外部コンサルを活用したC V Eによる仮設整備費等の見直し
    - コスト改善提案 (Value Engineering) による見直し
    - 前提となる条件 (Condition)の聖域なき見直し
  - I O C・I P Cに対し25のコスト削減項目を提案
    - 関係者との調整・議論
- 採用できる項目についてV2予算案に反映
- 12月下旬のV2公表に向けて、都・国等と調整中

# 会場整備コスト最適化の取組

大会経験のあるコストコンサルのサポートも受けながら、適正な会場整備コストの検討を実施

## ①主要オーバーレイ資材の単価の精査

- ・国内外のサプライヤーに対して見積もり調査を行い、内容を精査。

## ②コンディション＆バリューエンジニアリングの取組

- ・各対象施設に求められる前提条件も含めた見直しを行い、コストダウンを図る。

## ③サービスレベル等の見直し方針の決定

- ・会場の設計、運営、費用（予算）に影響を与える、会場で提供されるサービスに関する見直し方針の決定。

# 会場整備コスト最適化の取組

## 【単価の精査】

- ・ 主要オーバーレイ資材（テントや仮設観客席など）の単価について、国内外サプライヤーの見積を調査したところ、約2～3倍のバラつきが見られた。
- ・ 過去大会の実績とも比較検討の上、国内外サプライヤーの見積の最低水準の単価を採用することとした。
- ・ 上記により、主要オーバーレイ資材の単価を約2～4割削減した。

# 外部コンサルタントを活用したコスト縮減(CVE)の取組

## 外部コンサルタントによるコスト縮減提案

### 通常のValue Engineering

- 計画・設計の見直し※
  - ✓ 規模、形状、仕様グレード、構造、工法、設備などの見直し
  - ✓ 海外を含めた調達先の検討、リースの検討
  - ✓ 見積りの精査

### 前提となる条件(Condition)の聖域無き見直し

- 条件の見直し
  - ✓ 仮設のレガシー化もしくは撤去や取り止め 等
- 要件の緩和
  - ✓ 観客席数縮減
  - ✓ 照明要件緩和 等

※ 会場整備局および設計会社でも恒常にコスト見直しを実施

# 会場整備コスト最適化の取組

## 【サービスレベルに関する方針】

### 1. これまでの取組

- ・単価の精査、諸室の共用、仕様の精査

### 2. 現状と課題

- ・現サービスレベルでの単価の見直しには限界
- ・IOCもサービスレベルの早期見直しを提言

# 会場整備コスト最適化の取組

## 3. これからの取組

- ・予算枠内に収めることが最優先
- ・テント・プレハブ設置や既存諸室改修を可能な限り縮減することが重要
- ・照明などIOC要件に踏み込んだサービスレベルの見直しも検討
- ・必要最小レベルの案をたたき台として各FAに展開
- ・たたき台で、実施できない具体的な理由がある場合は別途調整

# 会場整備コスト最適化の取組

## 【今後の取組】

- ・ 引き続き、大会経験のあるコストコンサルも活用し、全会場でCVEを実施する。
- ・ 各 F A と連携して関係するステークホルダー（ I F 、 O B S 、施設所有者など）と交渉し、サービスレベル等の見直しにより更なるコスト削減を図っていく。
- ・ 上記の取組により、適正な発注内容、価格を設定し、確実な契約締結につなげていく。

## 東京都作業部会の設置について

- 共同実施事業管理委員会設置要綱第6条に則って、東京都内で実施される共同実施事業について協議するため、「東京都作業部会」を設置する。
- 部会委員

東京都	雲田 孝司	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 調整担当部長
	川田 正敏	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 総務部調整担当課長
	右島 賢光	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 総務部調整担当課長
	田中 彰	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 運営担当部長
	佐藤 昭雄	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 総合調整部セキュリティ担当課長
	湯川 雅史	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 施設調整担当部長
	齋藤 雅文	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部技術調整担当課長
	渡辺 修	東京都オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部技術調整担当課長
組織委	田中 慎一	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 企画財務局共同実施事業管理部長 兼 企画財務局財務調整担当部長
	石賀 裕	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 企画財務局財務部財務課長 兼 企画財務局共同実施事業管理部事業調整課長
	奥田 修	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 総務局総合調整部調整担当課長 兼 企画財務局共同実施事業管理部調整担当課長
	安西 浩哉	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 大会準備運営第二局ヘリテッジゾーン会場調整室 会場調整担当部長
	野仲 賢勝	
	佐藤 泰弘	
	鈴木 康之	

	佐藤 直樹 野々宮 彰彦 小尾 和之	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 大会準備運営第二局ベイゾーン会場調整室 会場調整担当部長
国	谷口 眞司	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官
	佐藤 智紀	内閣官房東京オリンピック・パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官補佐
	勝又 正秀	スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課 課長
	安齋 真実	スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課 専門官